平成３０年（フ）第７号
長崎県長崎市上小島３丁目14番11号　上小島ガーデンハイツ106号室、旧住所長崎県長崎市愛宕３丁目17番17号　松田アパート101号室
債務者　酒井　信作
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４７０号
岡山県玉野市田井４丁目37番45号、旧住所岡山県玉野市宇野４丁目28番32号
債務者　福永　亮二
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７１号
岡山県玉野市田井４丁目37番45号、旧住所岡山県玉野市宇野４丁目28番32号
債務者　福永富士子
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５６７号
岡山市北区南方４丁目11番30号
債務者　小林　利生
1　決定年月日時　平成30年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３００１号
横浜市戸塚区汲沢１丁目12番11―201号
債務者　萩原真理子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８号
神奈川県高座郡寒川町大曲２丁目６番32号　オレンジハウス201
債務者　吉本智英こと　權　　智英
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９号
神奈川県高座郡寒川町大曲２丁目６番32号　オレンジハウス201
債務者　吉本　貴光
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４８号
神奈川県藤沢市石川６丁目15番地の14　メゾン石川202号室
債務者　幡野　哲也
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３６４号
東京都立川市曙町３丁目７番10号都営曙アパート１―411
債務者　河野　淳子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４７５号
東京都三鷹市井口２丁目13番37号白鳥ビル401
債務者　吉村　實行
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５０１号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地31―510
債務者　橋口　清治
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９号
東京都八王子市小宮町919番地５
債務者　菊地久美子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３１号
東京都小金井市貫井南町４丁目12番14号
債務者　井口　正博
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３６７号
東京都江東区毛利１丁目８－１－1004
債務者　大矢富美夫
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３７６号
東京都西東京市田無町４丁目10－１－802
債務者　菅原　俊次
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部